

第6章 森林環境譲与税の利活用に関する基本的考え方

森林環境譲与税を効果的に利活用するため、札幌市における基本的考え方を整理します。

1 札幌市における森林環境譲与税の使途の範囲

①基本的に、本方針に示す施策を使途の範囲とします。

・その他、本方針の将来像や施策の方向性を実現させるために、特に効果の高いと認められる取組も対象とします。

②森林環境譲与税は、これまでの施策では森林整備が進まない現状を踏まえ、国民の新たな税負担(森林環境税)を財源としたものであるから、森林環境譲与税開始前の既存事業への充当ではなく、新規施策や拡充等に限って利用します。

③木材利用のうち、基本的に、道産木材を利用する事業を森林環境譲与税事業の対象とします。

2 使途の区分と優先度の考え方

(1) 本方針における使途の区分

- A 森林整備に関すること
- B 木材利用に関すること
- C 普及啓発に関すること
- D 林業の担い手に関すること
- E 札幌市の体制確保に関すること

(2) 優先度の考え方

①森林環境譲与税の創設の趣旨に鑑み「(A)森林整備に関すること」を最優先としつつ、木材の一大消費地としての役割を担うために「(B)木材利用に関すること」を一定程度確保し続けるものとします。一定程度の森林環境譲与税が譲与される場合には、両者のバランスを図ります。

・森林環境譲与税は私有林人工林面積、林業就業者数、人口から按分して各市町村に譲与されます。札幌市の譲与額の多くは人口の多さに起因するものであり、この点から木材利用による活用が期待されていると考えます。一方で、札幌市の森林整備は進んでいない状況であることから、森林環境譲与税の活用については、森林整備を最優先とします。

・道産木材を利用する事業のうち、特に普及啓発等に寄与する事業を優先します。

②「(C)普及啓発に関すること」「(D)林業の担い手に関すること」のうち特に必要性が高い施策、及び「(E)札幌市の体制確保に関すること」は、「(A)森林整備に関すること」の条件整備であることから、「(A)森林整備に関すること」と同じくこれを優先します。